



学校法人 精道学園

平成30年12月吉日

保護者様

学校法人精道学園
理事長 メダルデ・イグナシオ
精道三川台小・中学高等学校
校長 廣田悠二

教育振興寄付金(精道21基金)のお願い

拝啓

寒冷の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育に対しまして、格別のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。また保護者の皆様からの有形無形のご協力に心より感謝申し上げます。

おかげ様で今年度上期は大型液晶スクリーン、LAN 設備備品、タブレット等の購入、給水管漏水修理、教室壁修理などを行うことができました。皆さまのご支援に感謝申し上げます。

精道学園が、今後ともより質の高い教育を展開し、社会に貢献していくにあたり、皆様の物心両面からのご支援が大きな力となります。

先般もご案内させていただきましたが、来年度には小学校校舎の耐震工事を行います。児童・生徒にとって、安全かつ効果的な学習ができる環境を整え、学園が今後ますます発展していくためにも、本趣旨をご高察のうえ、さらなるご支援並びにご協力、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

敬具

＝ 振込口座 ＝

十八銀行および郵便局に口座を設けてあります。

■十八銀行：本原支店 普通091458

名義 学校法人精道学園 理事長 メダルデ・アルティメ・イグナシオ

■郵便振替：01750-9-98091

加入者名 精道21基金(精道三川台)

代表者 メダルデ・アルティメ・イグナシオ

●寄付金 おいくらでも結構です。何円でも有難くお受けいたします。

●寄付金に対する税法上の優遇措置

所得税

<個人の場合> 次の2種類の制度があります。

所得控除

その年(暦年)に支出した寄付金の合計額が2,000円を超えると、その超えた額は確定申告することによって所得から控除※されます。本学園の発行する領収書に証明書を添付して確定申告すれば、税金の一部が還付されます。

※ 控除額は寄付金額(所得の40%を限度)－2,000円です。

税額控除

(寄付金額－2,000円)×40%＝税額から控除される額

※「寄付金額」については、年間総所得額の40%までが対象となります。

※「税額から控除される額」については、その年の所得税額の25%までを限度とします。

■年収500万円で共働き、小学生の子ども2人の世帯における減税額

(家族構成や他の控除などによって実際の金額は変わります)

	1万円の寄付	5万円の寄付	10万円の寄付
所得控除 (寄付金額－2000円)×10%	800円	4,800円	9,800円
税額控除 (寄付金額－2000円)×40%	3,200円	19,200円	39,200円

住民税

個人がその年に支出した寄付金の額が2,000円を超える場合で住民税を納税されている自治体が認定した学校法人に寄付された場合は、住民税の控除を受けることができます。詳細は住民税を納税されている自治体にお問い合わせください。

(精道学園が条例により認定されている自治体:長崎県、長崎県下の市町村)

●申込方法

添付の「寄付申込書」に所定事項をご記入の上、精道三川台小学校・中学高等学校あてご送付ください。直接学校受付にお持ちいただいても結構です。

●その他

同窓会通信または寄付金に関するご案内を今後ご不要とされる方は、当校事務室までその旨をご連絡頂ければ幸いです。

問合せ先

精道三川台小・中学高等学校 事務室

住所: 〒852-8121 長崎市三川町 1234-1

電話番号: 小学校 095-845-6846 中学高等学校 095-845-6161

FAX: 小学校 095-845-6846 中学高等学校 095-845-6166